

重点戦略の工程表(およその見通し)及び進捗状況

重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援				進捗状況(平成23年度)
重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~ 平成27年度	
<p>文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。</p>	<p>●文化芸術団体の創造発信への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演自体の収支が支援額に影響しない新たな支援の仕組み(支援対象を公演以前の芸術創造活動に限定)の導入 		<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	<p>「トップレベルの舞台芸術創造事業」、「国際芸術交流支援事業(海外公演)」において、平成23年4月より公演自体の収支が支援額に影響しない新たな支援の仕組みを導入。また、平成24年4月より「国際芸術交流支援事業(国際共同制作公演)」においても同様の仕組みを導入するため、関係機関と協議。</p>
<p>文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーティストに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。</p>	<p>●審査、事後評価、調査研究等に係る新たな仕組みの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行的な取組開始(専門家(PD, PO)を配置し、審査方針・評価方針の策定、審査会の運営、事後評価の実施、現地調査等を実施。当面、音楽・舞踊の2分野での試行を想定) 		<ul style="list-style-type: none"> ・試行的な取組の成果と課題を検証 ・検証結果を踏まえ、本格的導入 	<p>・独立行政法人日本芸術文化振興会において「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について(報告書)」を平成23年5月にとりまとめた。</p> <p>・「トップレベルの舞台芸術創造事業」の音楽・舞踊分野において、独立行政法人日本芸術文化振興会にPD, PO等を配置し、専門家を活用した審査・評価等の仕組みを試行的に導入。</p> <p>・文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関するワーキンググループにおいて、新たな仕組みの本格的な導入に向けた今後の在り方について検討を行い、「意見のまとめ」を平成23年12月にとりまとめた。</p>
<p>地域の核となる文化芸術拠点において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。</p>	<p>●劇場、音楽堂からの創造発信への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、音楽堂の企画力・創造力及び海外発信力強化のための支援の充実(我が国を代表する劇場、音楽堂、地域のリーダー的役割を担う劇場、音楽堂を支援) 		<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	<p>「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」において、重点支援劇場・音楽堂12件、地域の中核劇場・音楽堂66件及び共同制作公演2件を支援。</p>

<p>◆ 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。</p>	<p>● 法的基盤の整備について具体的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、音楽堂等の現状と課題について整理するとともに、果たすべき役割や機能、運営に必要な人材、管理や運営の在り方、国の関わり方等について検討 	<p>「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」を平成24年1月にとりまとめ、劇場、音楽堂等に係る現状及び課題、基本的考え方、法的基盤の内容として考えられる事項、劇場、音楽堂等の運営に係る留意事項等について記載。</p>
<p>◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入するとともに、適切な制度運用を図る。</p>	<p>● 美術品政府補償制度の導入</p> <p>(適切な制度の運用)</p>	<p>「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」(平成23年法律第17号)を制定。制度第1号となる「ブラド美術館所蔵ゴヤ展」(主催:国立西洋美術館、読売新聞社)など計5件の展覧会について補償契約を締結。</p>
<p>◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法(税制上の措置を含む。)の検討を通じて、民間(企業、団体、個人等)が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。</p>	<p>● 寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制等について検討</p> <p>● 文化芸術創造都市の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内ネットワークの強化 ・海外都市とのネットワーク化 ・モデル事業の実施 ・モデル事業の効果を検証した上で発展的な事業展開を検討 	<p>公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設について、固定資産税等を1/2に軽減措置。</p> <p>・「文化芸術創造都市ネットワーク日本(仮称)」の在り方に関する調査研究を実施。平成24年2月4日に「創造都市ネットワーク会議」を開催。</p> <p>・文化芸術創造都市モデル事業の実施(4件採択(仙北市、鶴岡市、取手市、別府市))。</p>
<p>◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。</p>	<p>● 国立文化施設等について、柔軟かつ効果的な運営の仕組みを検討、整備</p> <p>(適切な運用)</p>	<p>平成24年1月20日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、自己収入の使用の弾力化、目的積立金の弾力的な認定などの運用改善に関する事項が盛り込まれた。</p>

重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実				進捗状況(平成23年度)
重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~ 平成27年度	
◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。	●新進芸術家やクリエイターの海外研修と発表の機会の確保 ・過去の海外研修生のフォローアップ		・検証を踏まえた事業の改善	・平成23年度研修生の派遣を実施し、海外における実践的な研修機会を提供。また、過去の研修生のフォローアップについて、調査をさらに拡充するため、事業者を選定中。
	●メディア芸術祭 ・新人賞の創設			・平成23年度より文化庁メディア芸術祭に新人賞を創設し、アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの各部門3組・計12組に対して贈賞。
◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。	●アートマネジメント人材、舞台技術者等の育成 ・劇場、音楽堂を支える人材の研修		・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	・「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」において、アートマネジメント研修、技術職員研修及び劇場・音楽堂等スタッフ交流研修を実施。また、同事業において重点支援劇場・音楽堂及び地域の中核劇場・音楽堂に対する支援を行い、人材育成を推進。
	●博物館の管理・運営に関する研修 ・美術館、博物館を支える人材の研修			・博物館の管理運営に関する研修企画運営会議における意見を踏まえ、ミュージアム・エデュケーター研修を平成23年9月26日～28日及び平成24年2月6日～7日に、ミュージアム・マネジメント研修を平成23年12月12日～14日に開催。
◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。	●無形文化財の伝承 ・支援が必要な無形文化財に対する伝承者養成事業を実施するなど、支援対象者・事業を拡充			・新たに技術研究、原材料・用具の確保等を補助対象とするとともに、支援が必要な無形文化財のわざの保有団体が行う伝承者養成事業に対して補助を実施。
	●民俗文化財の伝承・活用等			・重要無形民俗文化財の保護団体が行う用具の修理・新調事業等に補助を実施。
	●文化財保存技術の伝承等 ・支援が必要な文化財保存技術について伝承者養成事業を実施するなど、支援対象者・事業を拡充			・新たに研修発表会、原材料・用具の確保等を補助対象とするとともに、支援が必要な文化財保存技術のわざの保有団体が行う伝承者養成事業に対して補助を実施。

	●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	→	・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業において、無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を行う取組について補助を実施。
		→	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善

重点戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~ 平成27年度	進捗状況(平成23年度)
--------------	--------	--------	-----------------	--------------

<p>できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達の段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。</p>	<p>●子どもへの文化芸術に関する機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた舞台芸術の鑑賞、実技指導・ワークショップの実施 ・NPO法人等によるコーディネートの開始 	→	<p>・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」により、小中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演(1,610公演)を行うとともに、小中学校等に芸術家を派遣する派遣事業(1,832箇所)を実施。また、派遣事業の一部を、NPO法人等のコーディネートにより実施。</p>
	<p>●伝統音楽等の普及促進支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実演家団体と教育関係者等が連携した取組の実施 	→	<p>・実演家団体が教育関係者と連携して行う、伝統音楽の楽器演奏等を学校の授業で教えるために必要な指導方法を習得するための合同研究事業や教材作成事業等に対して支援を実施。</p>
	<p>●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化施策の一環として子どもが伝統文化や文化財に親しむ取組を実施 	→	<p>・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業において、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する取組について補助を実施。</p>

<p>文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。</p>	<p>●子どもへの文化芸術に関する機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現方法を用いた計画的・継続的なワークショップの実施 ・NPO法人等によるコーディネートの開始 	→	<p>「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」により、小中学校等に芸術家を派遣(1,832箇所)し、学校教育におけるコミュニケーション教育活動を推進。</p>
---	--	---	--

重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~ 平成27年度	進捗状況(平成23年度)
--------------	--------	--------	-----------------	--------------

<p>文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。</p>	<p>●文化財の保存修理等</p> <p>●文化財の防災施設の整備等</p>	→	<p>国宝・重要文化財等の計画的な保存修理や防災施設の整備等を実施するとともに、東日本大震災により被災した文化財の復旧等を実施。</p>
--	--	---	--

<p>◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>有形・無形文化財の公開・活用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・登録有形文化財の活用整備補助の新規実施 ● 文化庁主催の展覧会事業 ● 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形の文化財についてはその活用を図るため、保存整備等の事業を実施。 ・無形の文化財については鑑賞・体験機会の充実等の事業を実施。 ・国民に文化財の鑑賞の機会を提供するため、近年購入した文化財を展覧する「新たな国民のたからー文化庁購入文化財展ー」を、平成23年度は岡山県(9月～10月)で開催。 ・全国で発掘された出土品を展覧する「発掘された日本列島展2011」を全国5カ所を巡回して開催(東京、新潟、静岡、九州、高知)。 ・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業において、文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的に公開・活用する取組について補助を実施。
<p>◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度の活用等により、文化財保護の裾野の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>歴史文化基本構想の普及促進</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史文化基本構想」普及促進事業 ● <u>文化財登録制度の活用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・登録有形文化財の活用整備補助の新規実施 ・文化財の登録の推進 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史文化基本構想」策定技術指針を策定し、平成24年2月10日付で地方公共団体に通知。また、平成24年2月23日～24日に地方公共団体担当者向け研修会を実施。 ・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業において、登録有形文化財建造物を対象に公開活用に資する設備の整備等への補助を実施。
<p>◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>メディア芸術のデジタルアーカイブの推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ・所在情報の収集 ● <u>文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究</u> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に着手 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルデータを順次登録 ・メディア芸術作品・作品の所在情報に関するデータベースのデータ項目について検討を行うとともにデータ収集を推進。 ・各分野ごとに、アーカイブの構築に向けた資料の保存や活用の在り方について調査研究を行い、併せて作品・所在情報の収集、目録整備を推進。

●文化遺産オンライン構想

・国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を公開するインターネット上のポータルサイトである文化遺産オンラインを整備。平成23年12月には、文化財や博物館・美術館等を地図から検索できる機能を追加。

重点戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

進捗状況(平成23年度)

重点的に取り組むべき施策

平成23年度

平成24年度

平成25年度 ~ 平成27年度

◆文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

《文化芸術資源を活用する取組の推進》

- 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
- 「歴史文化基本構想」普及促進事業
- 文化遺産オンライン構想

・歴史文化基本構想の普及に向けた取組

・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業において、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組について補助を実施。
・「歴史文化基本構想」策定技術指針を策定し、平成24年2月10日付で地方公共団体に通知。また、平成24年2月23日～24日に地方公共団体担当者向け研修会を実施。
・国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を公開するインターネット上のポータルサイトである文化遺産オンラインを整備。平成23年12月には、文化財や博物館・美術館等を地図から検索できる機能を追加。

●文化芸術創造都市の推進

- ・国内ネットワークの強化
- ・モデル事業の実施

- ・海外都市とのネットワーク化
- ・モデル事業の効果を検証した上で発展的な事業展開を検討

・「文化芸術創造都市ネットワーク日本(仮称)」の在り方に関する調査研究を実施。平成24年2月4日に「創造都市ネットワーク会議」を開催。
・文化芸術創造都市モデル事業の実施(4件採択(仙北市、鶴岡市、取手市、別府市))。

●劇場、音楽堂からの創造発信への支援

- ・劇場、音楽堂の企画力・創造力及び海外発信力強化のための支援の充実(我が国を代表する劇場、音楽堂、地域のリーダー的役割を担う劇場、音楽堂を支援)

・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善

・「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」において、重点支援劇場・音楽堂12件、地域の中核劇場・音楽堂66件及び共同制作公演2件の支援を実施。
※「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」において、地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業を支援(平成24年度より)

◆文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス

<p>等による地域文化の振興を奨励する。</p>	<p>●文化芸術の海外発信拠点の形成 ・アーティスト・イン・レジデンス等、国際文化交流の取組を支援</p> <p>→ 施策の検証と検証を踏まえた事業の改善</p>	<p>・平成23年度より新たに、アーティスト・イン・レジデンス等に対して支援を行う「文化芸術の海外発信拠点形成事業」を開始し、公募・選定の結果、27団体に対して支援。</p>
<p>◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。</p>	<p>●「くらしの文化」の振興 ・実態調査</p> <p>→ 実態調査の後、振興方策の枠組を検討</p>	<p>我が国の「くらしの文化」について、平成22年度の実態調査に基づく先進事例の情報提供等を通じて振興を図った。</p>

重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~ 平成27年度	進捗状況(平成23年度)
<p>◆舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。</p>	<p>●舞台芸術の海外公演への支援 ・海外における共同制作公演を新たに支援</p> <p>→ 施策の検証と検証を踏まえた事業の改善</p>			<p>・「国際芸術交流支援事業」において、国内外の国際共同制作への支援を実施。</p>
	<p>●文化芸術の海外発信拠点の形成 ・アーティスト・イン・レジデンス等、国際文化交流の取組を支援</p> <p>→ 施策の検証と検証を踏まえた事業の改善</p>			<p>・平成23年度より新たに、アーティスト・イン・レジデンス等に対して支援を行う「文化芸術の海外発信拠点形成事業」を開始し、公募・選定の結果、27団体に対して支援。(再掲)</p>
	<p>●文化交流使の派遣</p> <p>→ 施策の検証と検証を踏まえた事業の改善</p>			<p>・平成23年度は、6名と1グループ(3名)の著名な芸術家、文化人等を一定期間海外に派遣し、世界の人々の日本文化への理解の深化や文化人同士のネットワークの形成・強化に貢献。</p>
	<p>《国際芸術交流への支援》 ●文化財海外交流展</p> <p>→</p>			<p>・文化財を通じた国際交流を推進するため、平成23年度は韓国展(平成23年12月~2月)を開催。</p>

<p>◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。</p>	<p>●メディア芸術祭 ・メディア芸術祭に係る海外発信の強化</p> <hr/> <p>●国際芸術フェスティバルへの支援 ・横浜トリエンナーレへの支援 ・東京国際映画祭への支援</p> <p>・施策の検証と検証を踏まえ対象分野の拡大を含めた事業の改善</p>	<p>→ 第15回文化庁メディア芸術祭(平成24年2月22日～3月4日)を開催し、受賞者の顕彰及び展示を行うとともに、海外展(ドイツ・ドルトムント)や、国内外のメディア芸術関連フェスティバルにおいて過去の受賞作品を展示・上映することにより広く情報を発信。</p> <p>→ ・平成23年8月6日～平成23年11月6日に「横浜トリエンナーレ」が、平成23年10月22日～平成23年10月29日に「東京国際映画祭」が開催され、国際芸術フェスティバル支援事業としてそれぞれに文化芸術振興費補助金を交付。</p>
<p>◆ 文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実する。</p>	<p>《文化発信・交流拠点としての博物館・美術館等の充実》</p> <p>●在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業 ●アジアの博物館・美術館交流事業 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業</p>	<p>→ ・博物館等の要請に応じ、在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業において7名、アジアの博物館・美術館交流事業において2名の博物館等の学芸員等を招へい。 ・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業において、国際交流等の拠点としての博物館の存在感を増大させることに資する取組について補助を実施。</p>
<p>◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。</p>	<p>《文化財の国際協力の推進》</p> <p>●文化遺産保護国際貢献事業 等</p>	<p>→ 各国の現地専門家の人材養成をする文化遺産国際協力拠点交流事業等を実施。</p>
<p>◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き、東アジア芸術創造都市(仮称)や大学間交流における活動等、東アジア地域における文化芸術活動を推進する。</p>	<p>●東アジア共生会議</p> <hr/> <p>●文化芸術の海外発信拠点の形成 ・アーティスト・イン・レジデンス等、国際文化交流の取組を支援</p> <hr/> <p>●東アジア文化都市 (実施に向けた検討) (関係各国との調整) (実施)</p> <p>・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善</p>	<p>→ ・平成23年12月13日～14日に、NHKとの共催により東アジア諸国の文化人、芸術家、文化に関する様々な分野の学識経験者が一堂に会する「東アジア共生会議」を開催。</p> <p>→ ・平成23年度より新たに、アーティスト・イン・レジデンス等に対して支援を行う「文化芸術の海外発信拠点形成事業」を開始し、公募・選定の結果、27団体に対して支援。(再掲)</p> <p>→ ・平成24年5月開催の「日中韓文化大臣会合」にて、「東アジア文化都市」の開催について3国間の合意を得るため、実施の枠組み等を検討。</p>